



特集 平成22年度の主な税制改正

法人税関係

グループ法人税制の創設

概要・・・グループ内（100%資本関係のある国内会社間）の取引について、円滑な資産移転ができるように税制が整備されます（強制適用）

【適用対象法人】

一の者（法人、個人）が法人の発行済み株式等の全部を直接もしくは間接に保有する完全支配関係のある内国法人の複数対象法人となります。また、一の者には株主等の親族等も含まれ出資金額の規模は問いません。さらに、資本金5億円以上の法人及び相互会社等の100%子法人の場合は軽減税率、交際費等の損金算入控除制度などの中小企業向けの各種特例措置を受けられなくなります。

【内容】

(1) 100%グループ内の法人間による資産の譲渡取引等

グループ内の一定の資産(帳簿価額1,000万に満たない資産を除く)の移転により生ずる譲渡損益を、その資産をグループ外への移転があった時にその当初移転を行った法人において計上する(譲渡損益の繰延)

(2) 100%グループ内の法人間による寄付金について

寄付金を支出した法人においては全額損金不算入とし、これを受領した法人は全額益金不算入とされました。

(3) 資本関連取引について

現物配当(金銭以外の資産の交付をいう)

グループ内の法人間の現物配当について、その移転する資産を帳簿価額により譲渡したものと見なして譲渡損益は計上されないものとされました。

受取配当の益金不算入制度

グループ内の法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合は、負債利子控除が計算できないことになりました。

株式譲渡について

グループ内の法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないことになりました。

【適用時期】

(3)のについては平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用とされ、それ以外については平成22年10月1日以後に生じる事由の分から適用されます。

法人の清算時における課税制度が改正されました

平成22年10月1日以後に解散が行われる場合から、清算所得課税が廃止され通常の所得課税が行われることになります。また、残余財産がないと見込まれるときは、いわゆる期限切れ欠損金の損金算入が認められます。

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

いわゆる「一人オーナー会社課税」が平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止されました。

(注)今後、給与所得控除を含めた議論の中で、個人事業主との課税の不均衡を解消すべく抜本的措置が講じられる予定です。

・・・ 所得税関係 ・・・

扶養控除の見直し

- (1) 15歳までの年少扶養親族に対する扶養控除の廃止・・・控除額 所得税 38万円、住民税 33万円
 - (2) 16歳～18歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の廃止・・・控除額 所得税 25万円、住民税 12万円
 - (1) は子ども手当受給、(2) は高校の授業料実質無償化に伴い、所得控除を廃止又は縮減。
- なお、子ども手当、高校の実質無償化はともに所得税・住民税は非課税です。

【適用】

(1)(2)のいずれも、所得税は平成23年分以後から適用。住民税は平成24年度分以後から適用。

生命保険料控除の改組

生命保険料控除が3タイプになります。

- (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除
介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、所得税の適用限度額4万円の所得控除(介護医療保険料控除)が新設。
- (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除
従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)を適用。
- (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合
(1)および(2)にかかわらず、新契約と旧契約それぞれで計算した合計額(上限4万円)。

【適用】

平成24年分以後の所得税に適用。住民税は平成25年度分以後適用。

少額上場株式等の非課税口座の創設

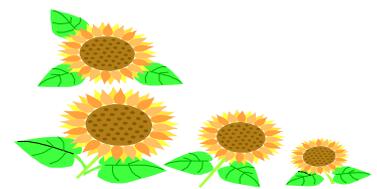
平成24年から実施される上場株式等の配当所得や譲渡所得にかかる税率の20%本則税率化にあわせ、年間100万円を限度に3年間の積立ができる少額上場株式等の非課税口座が創設されます。

非課税口座を開設した年の1月1日から10年以内に支払いを受ける配当や譲渡益について、所得税や住民税を非課税とする制度。

【適用】

平成24年1月1日以後に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同口座内上場株式等の譲渡に適用(所得税、住民税)。

平成22年分 所得税の主な改正事項



寄付金控除の改正

寄付金控除について、適用下限額が2千円(改正前 5千円)に引き下げ。

政党等寄付金特別控除の改正

平成26年12月31日までに支出した寄付金に係る政党等寄付金特別控除について、税額控除の対象となる寄付金の適用下限額が2千円(改正前 5千円)に引き下げ。

減価償却等関係

青色申告者である中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除

青色申告者である中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

適用期限 平成24年3月31日まで2年延長

譲渡所得関係

特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

適用期限 平成23年12月31日まで2年延長

・・・資産課税関係・・・

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置等

(1) 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充

平成22年中に贈与を受けた人は1,500万円、平成23年中に贈与を受けた人は1,000万円までが非課税贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の人を対象

平成22年中の贈与については、合計所得金額が2,000万円超であっても、改正前の500万円非課税制度の適用が可能

(2) 住宅取得等資金贈与の相続時精算課税制度の特例

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(1,000万円上乗せ特別控除)は、平成21年12月31日の適用期限をもって終了

贈与者が65歳未満の者でも住宅取得等資金の贈与を受けた場合は相続時精算課税の一般控除(2,500万円)の適用が受けられるとする特例制度の適用期限が2年延長

上記(1)の非課税特例を併用すれば、平成22年中の贈与で最大4,000万円まで贈与税がかからない非課税特例に相続時精算課税を併用する場合は、精算課税分については相続財産となる点に注意が必要

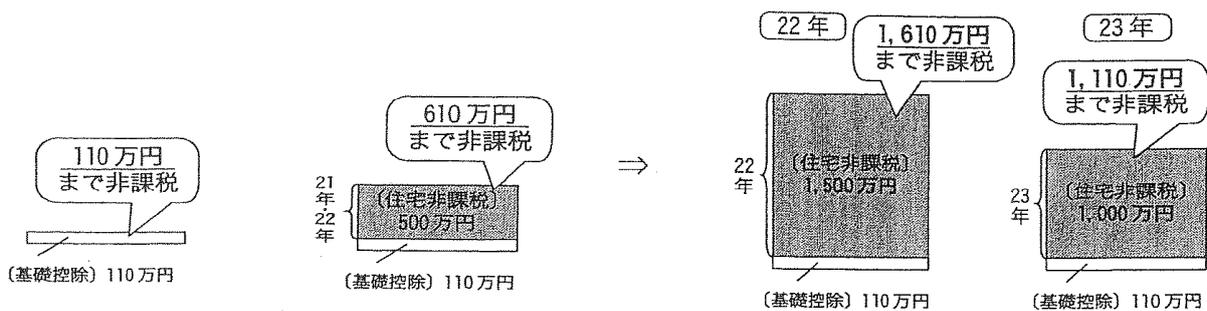
(3) 改正前と改正後の特例措置の比較(財務省資料より)

【暦年課税を選択した場合】

<通常の場合>

<住宅特例(改正前)>

<住宅特例(改正後)>

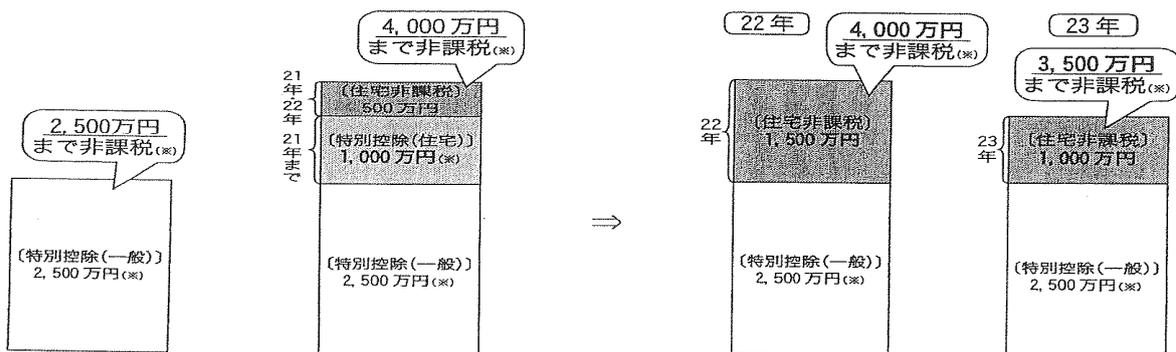


【相続時精算課税を選択した場合】

<通常の場合>

<住宅特例(改正前)>

<住宅特例(改正後)>



小規模宅地等特例の厳格化

改正前は200㎡を上限に事業や居住を継続しない小規模宅地等も課税価格が50%軽減されましたが、改正後は事業(不動産貸付を含む)や居住を継続しない場合は減額の対象外となります。他

定期金の権利評価の見直し

(1) 給付事由が発生している定期金(次のからいずれか高い金額)

解約返戻金相当額

定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合は当該一時金相当額

予定利率等を基に算出した金額

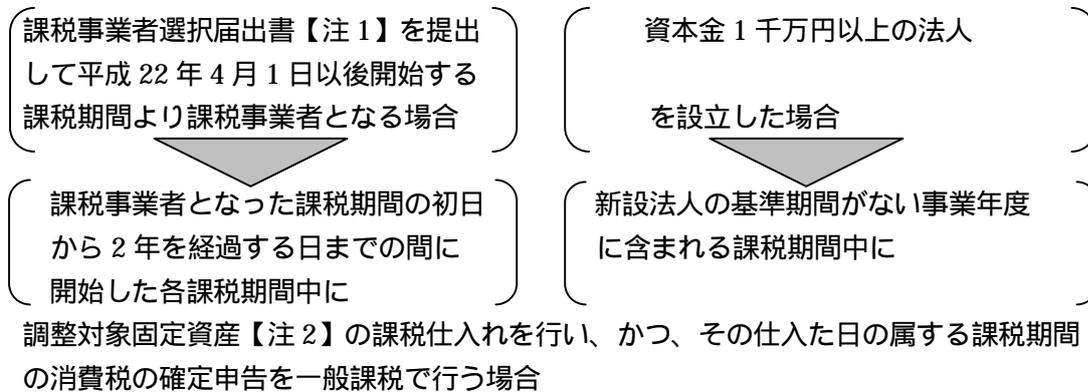
(2) 給付事由が発生していない定期金

原則として解約返戻金相当額

消費税法改正のお知らせ



消費税法の一部が改正され、平成 22 年 4 月 1 日以後に次の、のいずれにも該当する、個人事業主又は法人の方は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることとなりました。



調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として **3 年間は免税事業者になることができません**

また、簡易課税制度を適用して申告することもできません（一般課税による申告）

【注 1】免税事業者（2 年前の課税売上高が 1 千万円以下の個人事業主又は法人）は課税事業者選択届出書を税務署に提出することにより課税事業者になることができます。

【注 2】調整対象固定資産とは、税抜きで 100 万円以上の資産（棚卸資産を除く）をいいます。

なお、詳しい内容については「国税庁 HP」にパンフレットが掲載されていますので、ご参考ください。

小規模企業共済・中小企業倒産防止共済の制度が改正されます。

平成 22 年 4 月 21 日に「小規模企業共済法の一部を改正する法律」「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律」が成立しました。施行日や制度の細かい内容につきましては、今後、政令や経済産業法令等によって定められます。

【改正内容】

（小規模企業共済）

共済契約を締結できる小規模事業者の範囲を拡大

加入対象者に個人事業主の共同経営者（個人事業の経営に携わる個人）が追加されます。

（中小企業倒産防止共済）

共済金の貸付限度額が、3,200 万円から 8,000 万円に引上げされます（平成 23 年 10 月までに実施予定）。

その他、共済金の貸付事由について一部追加されております。

あしがき

夏を思わせる暑い日も多くなり、疲れを感じている方も多いのではないのでしょうか。この暑さを乗り越えるべく当事務所では現在「クールビズ」を実施しております。6 月 1 日から 9 月 30 日を実施期間とし、「ノーネクタイ・ノー上着」での執務を行っておりますので、ご理解をよろしく願います。皆さんはどのような暑さ対策をなさってますか？【ニュース委員会】